

福島県と日本生命保険相互会社との地方創生に関する連携協定

福島県（以下「甲」という。）と日本生命保険相互会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化し、地方創生の実現に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に密接に連携することにより、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地方創生の実現に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- （1）安定した雇用の創出に関すること。
- （2）若者の定着や還流に関すること。
- （3）定住や二地域居住の促進に関すること。
- （4）交流人口の拡大に関すること。
- （5）結婚や出産・子育ての支援に関すること。
- （6）その他、地方創生に資する取組に関すること。

2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲及び乙の合意の上、決定する。

3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

4 第1項各号に定める事項を推進するにあたって、甲及び乙は、県内市町村との連携が図られるように努めるものとする。

（協定内容の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から4年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙はこの協定に基づく事業の実施において知り得た他の当事者の秘密事項を、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に書面による当事者の承諾を得た場合は、この限りではない。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を所持する。

平成29年 1月24日

甲：福島県福島市杉妻町2番16号
福島県
福島県知事

乙：大阪府大阪市中央区今橋三丁目5番12号
日本生命保険相互会社
代表取締役副社長執行役員